

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第106回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は2つです。

議題1、社会保険診療報酬支払基金の全項目評価書について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果の主な内容を説明させていただきます。その上で、評価書を審査いただき、承認するかどうかをお伺いいたします。

それでは、資料1に基づいて、審査表の説明をさせていただきます。

目次でございますが、1ページ目から3ページ目までの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページ以降の「資格履歴ファイル」から「本人確認ファイル」までの各項目では、入手、使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査を行っています。事務局において慎重に確認を行った結果、その記載内容について、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、32ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、クラウド環境の選定に係るリスク対策について、政府の基本方針に準拠した選定条件とすること等が、75番では、クラウド環境への移行に係るリスク対策について、クラウド事業者が個人番号にアクセスできないように制御を行うこと等が、それぞれ具体的に記載されており、「問題は認められない」としています。

続きまして、33ページ上段の「総評」を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」、又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしています。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点を記載しています。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(3)として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要である。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策については、国民の膨大な特定個人情

報を全医療保険者等から入手し、取り扱うという事務の重要性を踏まえ、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しています。

審査結果の主な内容の御説明は、以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

特段御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局におかれましては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関の全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

○事務局 社会保険診療報酬支払基金に対し、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について、通知することといたします。

○嶋田委員長 続きまして、議題2に移りたいと思います。個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る有識者ヒアリングについて、御説明いたします。

第86回委員会において御了承いただいたとおり、3年ごと見直しに関連しまして、幅広いステークホルダーのヒアリングを行うこととしております。

本日は、有識者の皆様へのヒアリングを行いたいと思います。次の6名の方々をお願いしております。中央大学国際情報学部教授の石井様、国立情報学研究所教授及び所長補佐の佐藤様、東京大学大学院法学政治学研究科教授の宍戸様、京都大学大学院法学研究科教授の曾我部様、英知法律事務所弁護士の森様、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の山本様です。この6名の皆様に会議に出席いただきますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、出席を認めます。御入室願います。

(有識者入室)

○嶋田委員長 有識者の皆様におかれましては、御多忙の中、また、本日はあいにく天候が非常に悪くて、そんな中で御出席をいただきまして、ありがとうございます。

これから順番に各10分程度御説明をいただき、最後にまとめて質疑の時間をとらせていただければと思っております。予定時間は11時半になっておりますけれども、若干延びる場合もございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、中央大学国際情報学部教授の石井様から説明をお願いいたします。

○石井氏 中央大学国際情報学部の石井と申します。

本日は、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理に関しまして、意見を述べる機会を頂戴しまして、ありがとうございます。

時間の制約がありますので、論点のいくつかについて、思うところをお話しさせていただこうと考えております。

自己紹介を兼ねてお話をさせていただきますと、私はプライバシーと個人情報保護法の研究を12～13年ほどさせていただいております、この間に3冊ほど著書を出版しております。そこでの提案を2ページから4ページにかけて、時期を追ってまとめております。

それを踏まえまして、5ページを御覧いただければと思います。過去の検討を踏まえまして、具体的な論点に触れていきたいと考えております。

個人情報保護委員会の権限の範囲に関してでございます。監督機関の制度と申しますのは、歴史的に見ますと、1960年代頃より、官民双方における大量のコンピューター処理による監視問題に対応するというので、発展してきた経緯があります。監督機関を設置することによって、中立・公正な個人情報保護制度の運用、高度な専門知識に基づく法の運用が可能になります。かつ公的部門にも監督が及ぶことによって、官民一体的な議論にも資することができるであろうと考えております。

他方、現状の個人情報保護委員会の権限は、個人情報の保護に関する法律に加えまして、行政機関に関しては、主にマイナンバー法に及んでいくわけですが、それ以外の分野については、以前から課題として残り続けるところがあります。先日、日本が受けました、ヨーロッパからの充分性の認定に関しても、partialな認定であるということ踏まえまして、監督機関の権限の範囲の拡大というのが、検討事項になろうかと考えております。

6ページをお願いします。ここに関しては、できればという御提案ではありますが、基本原則に関しましては、諸外国の動向を見てみますと、軒並み定めているという状況が見られます。また、個人情報保護法の運用というのは、国際関係とは切り離せない点を踏まえまして、国外から見てより理解しやすい法制度を目指していく必要がございます。

国内的にも、2003年制定の個人情報保護法では、当初の法案に基本原則が入っていました。そこで、第3条の基本理念よりも突っ込んだ形で基本原則を立法の中で書き込むことが望ましいのではないかと、その上で、データを取り扱う際の適法性に関する要件を具体化していく、その方法をとることが、保護と利活用のバランスの観点からも望ましいのではないかと考えております。

7ページをお願いします。もう少し具体的な事柄に入っていきますが、特にヨーロッパとの関係で意識しておくべき論点に、同意と契約の問題がございます。中間整理の中にも随所に同意に関する説明が見られるところでして、日本では同意を取得することが適法化を担保するよりどころとなっておりますが、その内容に踏み込んだ議論を行う時期が来ているのではないかと認識しております。

「通知・選択アプローチ」という考え方がありまして、本人に通知を行い、本人が通知を受けた事項を理解した上で同意をする。このアプローチは、IoTやAIが普及するこの時代でも、今後も機能していくのかどうか、機能しないとした場合、代替措置としては、あらかじめ法の措置を組み込むプライバシー・バイ・デザインや、信頼できる誰かに個人

情報の管理を任せるといふ、トラストの仕組みを入れる可能性も論点になってこようかと考えられます。

同意の概念に関しましては、EUのGDPRが同意の要件を厳格に定めておりまして、契約、すなわち合意とは一線を画しているという点も、特に民事法の観点からは、日本の解釈と大きく異なる点になります。ついては、日本でも同意の定義、有効な同意の要件、同意の撤回可能性など、法律上明らかにしていく必要性の有無を含めて検討していくことが求められるのではないかと御提案をさせていただきます。

また、国内法的にも、様々な法の中で同意概念が登場しておりますので、それらの違いを整理した上で、個人情報保護法上の適法な同意の条件を定めることや、意思表示の合致である合意とある種の法益を放棄する同意の違いに目を向ける必要があることに加えて同意の有効期限についても、踏み込んだ検討が求められるようになるかと思いました。

8ページをお願いします。中間整理はGDPRをかなり意識したものだと思いますが、一方で、柔軟な利用方法も模索する必要があるのではないかとというのが、こちらの公益性のスライドになります。日本では、古くから、民法に公益法人に関する定めがありまして、その他様々な公益的な活動が実際に行われています。その一部に関しては、例えば個人情報保護法の中に、公衆衛生の向上の文言などが取り入れられているところではあります。他方、GDPRを全体的に見てみますと、公益的活動を行う場合の例外規定が多数見られ、取扱いの適法な根拠の中にも公益性が登場してきます。そこで、公益性とは一体どういうものなのか分析し、公益的活動を行う場合に、柔軟に個人情報の利用を認める余地はないのだろうか、という点の検討を試みる価値はあると考えております。

9ページをお願いいたします。利用停止等に関してです。中間整理の中では、利用停止等に関して、個人の権利範囲を広げる方法を検討するという記載があります。その関係で問題となり得るのがプロファイリングと、いわゆる「忘れられる権利」であると理解しております。利用停止の範囲を広げる場合には、予想外の結果をもたらす推知行為に対して、本人が異議ないし苦情を述べられるようにするということが、プロファイリング対応の一部をカバーすることにつながると考えられます。プロファイリングがもたらす差別の部分に関しましては、差別を禁止するということが、純粋なプライバシーの利益を超える性質を伴います。この点は、個人情報保護法が一体何を保護する法律であるのかという点からの精査が改めて必要になるであろうと考えております。充分性認定の中でも、日本法とEU法の違いとして、プロファイリングが関係機関から指摘されているところではありますので、何かしらの立法的な対応が必要な部分であると思えます。

次に「忘れられる権利」に関してですが、中間整理は、「忘れられる権利」を想定しているかどうかは、拝読してみても、はっきりしないように思われます。個人情報保護法の中では、消去請求の方法を用いる可能性があり得ます。その場合、中間整理に書かれた問題点のみならず、検索結果の削除請求等との関係を整理する必要があると考えております。

EUのGDPRは、管理者という法の名宛人の概念に検索事業者を含めて、GDPRで

全てカバーできるようにしています。他方、日本の場合は、人格権に基づく検索結果の削除請求に関する一連の裁判事例の蓄積がありまして、最高裁決定も出ています。仮に立法化を検討するのであれば、検索エンジン事業者が個人情報取扱事業者に該当し得る場合があるのかどうか、表現の自由との調整をどうするのかといった種々の論点をよく整理しないと、立法化に踏み切るのは、やや心配な点があります。

10ページをお願いします。ペナルティの在り方に関してです。EU側の機関から罰金はかなり低いという指摘があるようでして、ペナルティの在り方が大きな論点になっていると認識しております。ペナルティの種類を増やす場合には、課徴金を導入する方法があります。レベルを上げる場合には、刑事罰の厳格化を図る方法があります。GDPRは、行政上の制裁金は絶対に必要だということまでは述べておりませんので、制裁金と同等の効果であると説明できるのであれば、刑事罰をより厳格化する方法もあるだろうと考えております。

一方、課徴金については、趣旨を確認してみますと、課徴金が争われた最高裁判決では、不当な利得を事業者のもとに残さないという趣旨よりは、禁止の実効性を確保する、すなわち違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて、違反行為の予防効果を強化する、そうした点に主眼が置かれているようです。その場合は、個人情報保護法の中にも課徴金も含めることが、必ずしも課徴金の趣旨に反するわけではないこととなります。

計算方法に関しても、売上額や購入額をベースとする必要もなくなってきます。

11ページをお願いします。ただし、課徴金に関しましては、導入すると、波及効果はかなり大きいものになってきますので、仮に入れるとするならば、裁量型の課徴金制度とし、減免制度を相当広くとる必要があるだろうと考えております。ただ、その場合、監督権限の行使がもともと緩やかに行われてきた実情がある中で、課徴金制度の減免とセットで入れたとしても、事業者側にインセンティブを促すことができるのか、かつ立法の必要性があると言えるのかというのは、課題となります。

GDPRは、制裁金を科すとしても、多数の考慮事項を挙げておりまして、このことは中間整理の中でも挙げられております。日本で課徴金を入れるとしても、過剰規制とならないようにしていく必要があると考えられます。様々な考慮事項を立法の中に入れた場合には、個人情報保護委員会が裁量権を行使することが増えてきます。そうなりますと、専門性を持って裁量権を行使するという個人情報保護委員会としての役割が一層求められることになると思います。

また、独占禁止法の国外適用を積極的に認める最高裁判決が出ていることも指摘されています。日本で同様の制度を入れると、同じ点が問題となってくるかと思っておりますので、国外適用の要件を、国外の行為が日本に実質的に同様の効果を及ぼすと言えるのかどうかということなどを検討しておく必要があると考えているところであります。

個人情報保護法制のいわゆる2000個問題に関しては、情報の開示制度や公文書の管理について定めている、情報公開条例や公文書管理条例・規則等の地方公共団体ごとの統一性

を議論する必要があると考えております。

別の観点ですが、本来は、官民一体化の個人情報保護制度が望ましいだろうということです。先日、認定を受けることができました充分性認定の関係で申し上げますと、補完的ルールに執行力を持たせるためには、立法上の根拠が必要になると考えられます。そういう意味で、補完的ルールの立法化が望ましいのではないかと考えられます。

ポータビリティに関しましては、GDPRの中でもかなり要件が限定されていること、入れたとしても、競争環境の適正化をもたらすかどうかは、必ずしも保障できないということに加えて、簡単にデータ移転を強制して良いのかなど、競争法の観点からは公正取引委員会等での検討が行われているところであると思います。個人情報保護法側の立法は、慎重に考えるべきではないかというのが私の意見です。

最後です。報告書に関してです。中間整理の内容で、2点、気になった点がありましたので、申し上げたいと思います。

14ページですが、人が介在すれば、プロファイリングに関する権利の対象外となる旨の記載があります。これはプロファイリングの例外が適用される場合、保護措置として人の介在を必要とするという規定になっているかと思しますので、この点を御確認いただきたいということです。

34ページの仮名化の説明の中に、GDPRの11条2項の規定が入っております。これは権利行使の際の本人確認の規定ではないかと思われしますので、仮名化のところと一緒に入れて大丈夫でしょうか、というところが気になりました。

私の御説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

続きまして、佐藤様、よろしくお願ひいたします。

○佐藤氏 国立情報学研究所の佐藤一郎と申します。

まず最初に、自己紹介を兼ねて、私の経歴などをお話しさせていただきますけれども、私は純粋にIT周りの研究者でございまして、特にOSや、ミドルウェアとって、下側のソフトウェアを専門にしている者でございまして、ただ、諸般の事情で、今回の改正個人情報保護法の議論をした、内閣官房のパーソナルデータに関する検討会の構成員、技術ワーキングの構成員と技術検討ワーキンググループの主査、あと、いわゆる行政機関個人情報保護法の改正にかかわる総務省の行政管理局の委員、今、地方公共団体の個人保護条例にかかわる議論をしております、総務省の自治行政局の委員をさせていただいております。こちらは、ワーキンググループの主査を2つさせていただいているところなのですが、主に3つの保護条例の委員会でも共通でいるメンバーは、私だけになっている状態でありまして、こういう場に呼ばれたと理解をしております。

最初のところですが、お手元の資料では、1ページ目の1番でございまして、法執行の一元化というものを挙げさせていただきました。これはどういう意図なのかといいますと、もちろんGDPR云々というところは、法律家の方々に御議論いただき

たいところなのですけれども、例えば地方公共団体の条例の関係ですと、今、非識別加工情報の導入というものの議論が進んでおります。これもかなり特殊な状態になっておりまして、情報は地方公共団体、非識別加工情報の加工というのは、ある程度民間の組織のものであります。それを民間事業者が使うことになっておりますけれども、作成機関の所掌というのは、現在の議論では、総務省で行う形になっておりまして、当然のことながら、民間事業者は個人情報保護委員会になります。何が問題かというところ、非識別加工情報に限らず、個人情報というのは情報ですから、いろんな事業者に行ったり、加工されたりすることがありまして、何か問題が起きたときに、どこに問題があったのかというときに、それぞれの所管する役所が違ってきますと、責任分解点がとれなくなるという問題が実際的に起き得る可能性が非常に高い状態になっています。法執行に関しては、極力一元化していただいたほうが、何か問題が起きたときに、迅速かつ適切な改善ができるのではないかとこの観点から、法執行の一元化を御検討いただきたいということでもあります。

なお、法と条例そのものの統一、いわゆる官民で法律を一本化することに関しては、私は何とも言えないところがございます。こちらは法律家の方に御議論いただければと思っております。

2点目は、プロファイリングを挙げさせていただきました。改正個人情報保護法を議論したパーソナルデータの検討会でも、これはある意味でやり残した案件でございます。プロファイリングに関しましては、今、非常に多くの事業者が、例えば顧客なり、ユーザーのプロファイリングをしているところですが、提供されるサービスというのは、その結果によって変わってくるなど、個人の権利利益に非常に密接にかかわるところです。

一方で、技術屋の立場、実際、私は研究的にプロファイリングに近いところをすることが多々あるということは、記載させていただいておりますけれども、正直言いますと、かなり断片的な情報で、個人の生活であったり、趣味嗜好を推定しますので、精度が高いとは決して言えません。多くの場合、過去に過激な言動などをSNSでしたりしますと、そこに寄ってしまうところもございます。そういった意味で、要注意な情報になるのですけれども、ただ、現状は、自分がどういうふうにプロファイリングをされているかという内容もさることながら、そもそもプロファイリングをされているかどうかということに関しても、個人は知らないということが多いためです。その観点からいいますと、何らかの法的な裏付けを持って、本人がプロファイリングされているということを知る、またはその中身を知るというのは、制度的に必要ではないかと考えております。これが2点目でございます。

3点目は、匿名加工情報に関して、幾つか意見を述べさせていただきます。匿名加工情報に関しましては、前身となる法23条の適用除外情報、それに続く提言ペーパーの取りまとめをさせていただいた、技術ワーキンググループの主査という立場ですから、ある意味で責任の一端を担っているのだと思うのですけれども、匿名加工情報の現状に関しましては、幾つかの企業で導入が進んでいるところですが、これは世界的に見ても、かなり先駆

的な制度でございます。さらに制度が始まって、日が浅いというところもございますので、現状なかなか普及が進まないと、よく指摘を受けるところですけれども、それはいたし方ないと思っております。引き続き、個人情報保護委員会には、制度の普及のための啓蒙活動などをしていただきたいと思います。

制度設計をする上で、その点について1つ申し上げますと、加工して提供する側に対しての制度になっていて、今後は匿名加工情報を受け取って利用する側に対して啓蒙するというのが、制度全体の普及という点では重要ではないかと思っております。

パーソナルデータの検討会のときに議論していた状況を御説明しますと、当初、我々がこの制度をつくったときには、どうしても同意をとることができなかったときの例外的な措置としてやっていくとさせていただきました。あくまでも例外という部分の形で作ってしまったために、使い勝手の悪いところがありました。

もう一つ、技術ワーキンググループでは、例外であるので、どういうふうに匿名加工情報が流通しているのかというトレーサビリティを、個人情報保護委員会が把握することを想定していました。把握するというのは、企業の方には抵抗があるところなのですけれども、把握できれば、逆に何ができたのかといいますと、加工を緩くする、弱い加工をして、情報の利活用がしやすい形にしたとしても、トレーサビリティがあれば何か問題があっても、個情委で監視監督ができるであろうという形にしていたのですけれども、残念ながら、そうならなかったために、やや中途半端な制度になったと思います。

もう一つ、この観点でいいますと、私が所属している組織は、国立大学法人とほぼ同様の独法なのですけれども、学術研究を行う国立大学法人を含む独法の場合、大学であれば、入試のように、業務にかかわる個人情報以外に、学術研究のために収集した個人情報がございまして、それを匿名加工情報なり、非識別加工情報で利用しやすいように、制度設計を御検討いただければと思います。これは総務省の行政管理局に申し上げることかもしれませんが、今、民間からの提案ベースになっておりますから、学術機関としての自発的なデータの提供というのは、やりにくいというのが実情でございます。

あと、細かい点を申し上げたいと思います。細か過ぎるので、ここに載せなかったのですが、非識別加工情報の加工基準の中で、いわゆる個人情報保護委員会規則第19条第5号の取扱いというのは、非常に難しい問題で、やりにくいところがございます。これは私も委員をしていて、責任があるのですけれども、統計情報と同様に、サンプリングという概念が統計にあるのですが、それを導入することによって、19条の5項の加工というのは、やりやすくなるはずなので、今後、御検討いただければと思います。

あとは、かなり細かい話になります。

取りまとめの資料に仮名化に関する議論がありました。仮名化に関しましては、GDPRにあって、日本にないからというロジックは避けたいところですが、需要があれば、導入していただければと思いますが、ただ、技術的な議論は当然必要だと思っております。

ターゲティング広告に関しましても、中間整理にありましたけれども、クッキーの取扱いをどうするかというところでございます。これもパーソナルデータ検討会のときに結論が出ずに、報告書でそれをまとめ、実際に執筆したのは私なのですが、クッキーが個人情報かどうかというのは、判断がつかないという結論を書いたものでございます。今回の中間整理は、それに準じた形で書かれているのですが、そもそもこの問題というのは、クッキーが個人情報なのか、プライバシーに関わる情報なのかという観点から見ているので、個人情報として見ると、なかなか結論が出ないのですが、プライバシーを守るという観点から見るというところを考えなければいけない。

その観点でいいますと、個人情報保護委員会というのは、個人情報を守る形の組織でございますので、6点目になりますけれども、認定個人情報保護団体の方に、個人情報だけではなくて、プライバシーの観点から見るという形をしていただいて、そちらで担っていただくのが实际的ではないかと思っております。

7点目でございます。これはパーソナルデータの検討会で議論をすることを想定していたものです。何かといいますと、個人情報、個人データ、保有個人データという名称が、IT業界の用語と必ずしも一致をしないということがございます。当時、内閣官房からこれを検討する委員会で、人選まで頼まれていたのですが、ほかの案件などもあって、これはやり残してしまいましたが、基本的に個人情報を取り扱うのは、IT技術者が多いです。IT技術者の考えている個人データとか、データベースという概念と法律用語はずれがあるのは仕方がないので、それが余りにも大きいと、どうしても誤解、または間違った運用の原因になりますので、用語に関しましては、適宜、整理していただければ、よいかと思っております。

時間でございますので、私からの意見は、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

続きまして、宍戸様、よろしくお願ひいたします。

○宍戸氏 東京大学の宍戸でございます。

本日は、意見陳述の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は憲法の研究者でございまして、前回あるいは今回のヒアリングの対象になっているような先生方とは違ひまして、個人情報保護法の専門ではないのですが、先ほどから会議の名称が出ております、パーソナルデータ検討会に若干関わりました。こういう場ですので申し上げますが、そのときには、個人情報保護委員会を設置することが、憲法上、独立行政委員会として許されるかといった観点から、私は呼ばれていたのだらうと思ひますけれども、それ以降、データの保護と利活用のバランスについて考える機会をいただいておりますので、その観点から、本日はお手元の資料に沿って、若干の意見を申し上げさせていただきます。

また、その意見の内容につきましては、既に委員会においてお示しになっている中間整

理で必ずしも指摘されていない点を中心に意見を申し上げたい。また、制度整備について、必ずしも法律事項ではない、規則やガイドラインの案件かもしれないことについても、発言させていただくことを御容赦いただきたいと思います。

1 番目は、先ほどの佐藤先生の御発言にもかかわりますけれども、個人情報保護委員会は、プライバシーコミッショナーとして、プライバシーの保護を任務とする機関であるべきであり、また、個人情報保護法もそうであるべきではないかと考えております。したがって、1 番目でございますが、個人情報保護法の目的規定において、プライバシーないし個人の人格尊重の理念という、本法第3条に既にある規定との関連を明確にすべきだと考えているところでございます。

その理由は、改正法の解釈・適用において、個別的な事情を踏まえた比較衡量や実質的な判断が必要であるということは、実務上あるいは判例上も明らかになってきているだろう。何を比較衡量しているのかといったときに、背後にプライバシーないし人格尊重といった、憲法上の価値理念があることを明示することは、実務上も、また、先般のEUの十分性認定の前提となっております、基本権レベルでのデータ保護に関する権利の保障に日本がコミットしているということを明確にする上でも、重要ではないかと考えております。

2 番目は、石井先生から同意の有効性というお話がありましたが、あるいは佐藤先生から忘れられる権利という御発言があったことと関連しますけれども、データ内容の正確性の確保等について、個人情報取扱事業者に対して、適切かつ合理的な個人データの保存期間の設定を義務付けるべきではないかと考えております。

そのような設定は、本人を起点とするパーソナルデータの流通・利活用を促進する上で、データ内容の正確性を確保する。いつまでも古いデータに依存しないということでありますと同時に、長期にわたる個人データの保有・利用によって、本人に予期しないリスクが生じることを防ぐために、有益だろうと考えております。

また、そのことは、本人のコントロールビリティを高めることにも資すると存じますし、中間整理を拝見する限り、利用停止請求権、いわゆる使わせない権利について、委員会において御検討いただいているものと承知しておりますが、客観的なあらかじめのデータ保存期間を定めないまま、個別の利用者からの主観的な利用停止、あるいは消去請求権の行使に対して個別対応することは、事業者側のコストも大きくなるだろうと考えております。

3 点目でございますけれども、個人データの共同取得あるいは共同利用に関して、資料をおめくりいただきたいと思いますと思いますが、これは個人情報取扱事業者の義務を明示するという形での法改正を御検討いただくべきではないかと考えております。

現行法では、例えば個人データの共同利用につきましては、個人データの第三者提供の例外という形で、いわば裏側から規定されているに過ぎないものでございまして、本人のコントロールビリティの確保、あるいは透明性の保証が、必ずしも十分ではないと思えます。むしろ明確に義務規定を置くことによって、個人情報の取得ないし利用に複数の事業

者が関わっている場合、これは本人から見ますと、1つの取得、あるいは1つの利用でございまして、本人が誰に苦情を申し立てることができるのかといったこと、あるいは事業者間の役割分担をはっきりさせることに資するのではないかと考えております。

4点目でございますけれども、個人情報取扱事業者が捜査関係事項照会等、公的機関による個人情報の提供の要請に応じることが、現行法ですと、あたかも当然法令に基づくものとして許されるかのような理解がございまして、それは実質的な比較衡量によるものだということを明確にすべきではないかと考えております。

この点は、EU十分性認定決議においても、強い関心が払われたことは、委員の皆様においては御承知かと思っております。

また、やや細かい点ではございますが、そのような公的機関から民間の個人情報取扱事業者に対して、パブリック・アクセスがあった場合、そのことについての情報は、保有する個人データに該当しないとされています。したがって、本人から民間事業者に対して、例えば警察から私の情報にアクセスがあったかの開示請求があっても、あるか、無いか自体、そもそも答えられないということになっているわけですが、これは全体としての透明性を欠くものだと思います。もちろん常にそのような捜査関係事項照会書を開示すべきだということになりますと、捜査の実効性等に支障があるかと思っておりますが、そうは申しましても、濫用的な照会に対する抑止という観点からも、開示請求権の行使に応じるべき場合があるとすべきだと考えております。

アメリカのCloud法のように、外国あるいは国際機関から日本の個人情報取扱事業者に対してパブリック・アクセスがあった場合、それに対して、個人情報取扱事業者が個人情報を開示するということが許されるのかどうかにつきましても、国際的調和も目指した検討が必要ではないかと思っております。

EUの十分性認定決議に書かれておりますとおり、全ての事業者ということは厳しいと思いますが、大量の個人データ、あるいは様々な内容・性質・文脈における個人データを取り扱う事業者に対しては、いわゆる透明性レポートの公表を促すべきではないかと考えているところでございます。

5点目でございますが、これも既に石井先生、佐藤先生から御指摘があった点ですけれども、公的部門における個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会に何らかの権限を認めるべきではないかと考えております。これはEUとの国際的な調和、ないし官民データの利活用を促進する上で、個人情報保護委員会による保護を確保する点で、必要不可欠であろうと考えております。また、この点は、さきの個人情報保護法改正の際に、パーソナルデータ大綱においても積み残しとなっていた論点でございまして、この論点は、議論の優先度が極めて高いものだと考えております。

その際にやり方が幾つかございまして、一番分かりやすいのは、2ページの①のように、委員会において、マイナンバーと同様、行政機関等にも直接的な監視権限を認めるというやり方もございます。それ以外にも、②の個人情報保護法以外の個人に関する法令・条例

の運用に関する苦情を受け付け、そして、それを受けて、助言・勧告する権限を認めるといふ、もう少しソフトなやり方もあろうかと思えますし、③は、本日、御出席の藤原委員が座長を務められました、総務省の行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会のように、委員会から総務省に、そして、総務省から各機関に対して権限行使をする、そのような総務省に対して、委員会から権限行使を求めるといったやり方も考えられるのではないかと考えております。

3 ページの6 つ目でございますが、これも御指摘があります、課徴金制度につきまして、海外事業者を含め、エンフォースメントを強化する。とりわけ補完的ルール規律内容を遵守させるという観点から、課徴金制度の導入が必要ではないかと考えております。

この制度については、さまざまな御懸念もあるところだろうと思えますけれども、2017 年4月の独占禁止法研究会報告書におきまして、比例原則、適正手続、ないしは実効的な司法統制を満たした上で、裁量的な課徴金制度を導入することは、憲法上、問題ないという整理がなされているところでございますし、現在、改正法案が国会に提出されているところでございます。

このような議論を参考にした上で、例えば海外執行当局により、事業者が既に課徴金を命じられていることを金額算定に考慮する、そういったやり方もあろうかと思えますし、(イ)でございますけれども、プライバシー・バイ・デザインに事業者を誘導するような形での課徴金の権限行使に関するガイドラインを規定するといったやり方も考えられるのではないかと考えます。

時間が超過しておりますので、残りの3点は、簡潔に申し上げます。

7番目の補完的ルールにつきましては、法令上の根拠をより明確にすることが、法治主義の観点から望ましいものだと考えております。

8番目の認定個人情報保護団体につきまして、今後、事業者と消費者本人との間のいわば適切な紛争解決でありますとか、通知・同意の具体的な方法、保存期間の設定などについて、より適切な役割を果たし得るよう、体制強化のための施策を検討すべきであると考えております。

9番目は、制度事項ではないのかもしれませんが、貴委員会におかれましては、専門的知見を有する機関として、年次報告に加えて、日本社会全体における個人情報・プライバシーの取扱いの透明性を国内外に向けて高めていただくよう、例えば『プライバシー白書』のようなものを公表されてはいかがかと考えております。

私からのプレゼンテーションは、以上でございます。御清聴ありがとうございました。
○嶋田委員長 ありがとうございます。

続きまして、曾我部様、よろしくお願ひいたします。

○曾我部氏 京都大学の曾我部でございます。

本日は、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も宍戸先生と同様、憲法を専門にしております、個人情報保護法について、専門的

に研究をしているわけでは必ずしもございませんし、本日いらっしゃる先生方と違ひまして、これまで政府の個人情報保護法制に係る検討等に関与したこともございませんので、いわば外野の立場から、若干お話しさせていただければと思います。

資料の3ページでございますけれども、故人情報についてというところでは、中間整理に、本人でなくても開示されるようにすべきだといった、開示請求権者の範囲の拡大という指摘がございまして、これに関して、先ほどの宍戸先生の資料にも言及があったところではございますけれども、最高裁の判決がございまして。この件は、私、若干関与しておりますので、そういう思い入れで御紹介をするということではございません。

4ページを御覧いただければと思います。3月18日の最高裁の判決でございますけれども、亡くなった方の銀行口座に関する印鑑届書について、その方の息子さんで、法定相続人である者が開示請求したという事案でございます。これは下級審で判断が分かれておりましたが、最高裁は、結局、開示請求を認めなかったということではございません。

資料に抜き書きしてあるのが判決文の一部でございますけれども、それ自体、特段変わったことを言っているわけではなくて、ある情報が特定の個人に関するものとして法第2条第1項にいう「個人に関する情報に当たるか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきものだ」ということで、本件については、印鑑届書は請求人の個人に関する情報に当たらないとし、開示請求を認めなかった事案でございます。

3ページにお戻りいただいて、この判決自体は、特段異論はないところだと思っておりますけれども、現行法上、亡くなった方に関する情報についての規律というのは、ほとんどございませぬ。これは時々いろんなところで問題になることではございます。別文脈ではございますけれども、SNS上のアカウントを亡くなった後にどうするかとか、そういった問題も含めて、いろんな問題が生じておりますので、今回、個人情報保護法の見直しの射程に入るかどうかははっきりしませんが、何らかの規律というのは、今後、求められていくと思っております。

5ページでございます。中間整理のペナルティの在り方についてというところで、現在、委員会による指導等によって違法状態が是正されているので、特段ペナルティを強化する必要性はないというニュアンスが読み取れるわけではございます。本日も、先ほど来、課徴金制度の導入という御提案がありますけれども、それについては、私が拝聴する限りでは、消極的なニュアンスが見てとれると思っております。

ただ、あえて疑問を考えてみますと、資料にありますように、2点あると思っております。

6ページを御覧いただければと思うのですが、1点目として、指導等により違法状態が是正されているのが実態と言えるかということではございますが、私、若干フランスにいたこともありまして、フランスの状況を不十分ながらフォローしているところではございますけれども、フランスの本委員会に対応する機関として、C N I Lがございまして、2018年の年次報告書によると、違反調査、立入調査も204件と多数行っており、指導等に該当するもの、左側の図でいうと、右上のMISES EN DEMEURE DONTというものですが、指導よりも

うちちょっと強い強制力があるもののようにも思いますけれども、こういうものが48件あった。課徴金というのは、右下にあるSANCTIONS PECUNIAIRES PUBLIQUESというものですけれども、これは9件でございます。フランス国内においては、このような形で、指導等に限らず、より強い制裁が行われています。ただ、フランスと日本を比べますと、法律の義務そのものの強さが異なるわけですので、当然違反も増えるという関係にあるかもしれませんが、こういった執行状況についても、留意が必要だと思っております。

2点目ですけれども、ペナルティーを強化すべきだという御意見の背景には、GDPR等の在り方があると思うのですが、GDPRは、全世界売上高の4%とか、2%という書きぶりからして、グローバル企業に対する執行を念頭に置いているように思います。したがって、課徴金制度等のエンフォースメント強化の議論については、域外適用の問題と関連させて、議論をすべきではないかと思っております。現在のように、強制的なサンクションというのは、国内事業者に限るということであれば、指導等により違法状態が是正されているという評価もあり得ると考える次第です。

7ページは、全く明後日の方向の議論になってしまうかもしれませんが、Case Lawの必要性和書かせていただいています。Case Lawというのは、通常、裁判所の裁判例、判例ということですが、ここではもうちょっと広く、例えば委員会等の個別事案に対する判断のようなもの、その積み重ねのようなものも含めておまして、いずれにしても、こういうものが法の明確化ですとか、動態的發展には不可欠であろうと思っております。

法の解釈の明確化については、ガイドラインを出されたり、いろんな努力を払っておられることは、承知しておりますけれども、やはり一般論でありまして、一定以上の具体性は持ちにくいところがございます。

それから、そもそも判断を示すかどうかについても、行政機関の裁量になりますので、場合によっては、いつまでも決着しないということがあるわけです。

他方、個人情報保護法について、裁判で争う場面が多いかということ、それは非常に少なく、先ほど御紹介申し上げた最高裁のものは、極めて例外的なものです。「印鑑届書」について、なぜ最高裁まで争うのかということは、個人的にいろんな方から聞かれたわけですが、それは私もよく分かりません。当然それは本人の自由ですが、こういうことが多いようには思われないわけです。

他方、CNILなどで申しますと、これは右側に載せている資料ですが、個別事案において、かなり詳細な理由を付した決定を行っているということです。7ページの右側に今回掲載しております資料は、某NPOに対して警告を行った決定書ですが、全4ページでございます。もっと多額の課徴金を科すような事案ですと、20~30ページの決定書が公表されます。公表するかどうかは、別途、判断するのですが、重要事案については、詳細な理由を付した決定書が公表されているということで、こういうものを通じて、法解釈の明確化が図られていくこともあろうかと思っております。

8ページの個人情報の範囲につきましては、佐藤先生の議論にもあったかと思うのです

が、個人情報の範囲の問題として検討するのか、それとも個人情報を利用した結果、特定の利用の仕方において不利益が生じるということであれば、特定の利用の仕方のほうを規制するとか、多様な見方、あるいは規制の切り口があると申し上げたかったということです。

9ページ、その他というところですが、プロファイリング規制については、問題意識は非常によく分かるわけですが、現状では、若干時期尚早だと思っております。

2つ目のポツですが、利用停止等に関して、個人の権利の範囲を広げる点についてですが、GDPRと全体の立て付けが違うので、その辺も考える必要があると思われま

す。最後のページですが、10ページです。域外適用の問題について、事業者の本国によっては、当該の国の当局に委ねることができない場合があるということです。現状のやり方で十分かどうかというのは、やはり考える必要があると思われま

す。最後のポツは、先ほど来、御指摘のある2,000個問題ですとか、官民を通じた規律の必要性というのは、ほかの先生方と同様に、重要な問題だと認識しておりますので、最後に申し上げたいと思います。

以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

続きまして、森様、よろしくお願ひいたします。

○森氏 本日は、お招きいただきまして、ありがとうございます。

弁護士の森です。事業者のクライアントに個人情報保護法の義務規定のアドバイスをしたりしております。

早速、資料2-5について、御説明をさせていただきます。

おめぐりいただき、2ページ目は目次となっておりますけれども、これは1節、2節、3節がなく、7節までありますが、これは中間整理の項目です。ちょっと省略した言い方になっています。それぞれ私が申し上げたいことについて、■で項目を挙げています。

最初に第1節、個人情報に関する権利の在り方ということで、おめぐりいただきまして、4ページ目ですが、ここについては、取得についての透明性の確保ということを上申したいと思ひます。点線で囲んで、6ページとか、8ページと書いていますけれども、中間整理において、個人情報保護法の現在の課題を的確にまとめていただいていると思ひまして、私もそこから出発をしたいという趣旨で、このように中間整理から引っ張ってくるという書き方をしています。

OECD 8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応というところに、収集制限の原則とございます。中身としては、「適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき」という原則に対応して、現在の個人情報保護法では、偽りその他不正の手段による取得をしてはならないと、第17条に適正取得が規定されています。

中間整理において「要望等としては、事業者が個人情報取得又は利用する際に、本人の

関与を求める意見等が寄せられている」ということですので、取得についての透明性を確保する、第17条の偽りその他不正の手段により取得してはならないということは、どちらかという、裏から書かれているわけですがけれども、正面から、透明な取得をするような考え方をすべきではないかと思います。条文をどうするかという具体的な提案ができませんでしたので、ここは省略をさせていただきます。

おめくりいただいて、6ページ目ですけれども、第1節、利用停止、消去、第三者提供の停止の拡大に賛成しますということですが、中間まとめから引用しております。9ページ、「事業者に対する不満等のうち、事業者が削除・利用停止に応じないことに関する不満等が最も多く寄せられている。要望等としては、削除・利用停止の義務化を求める意見や、削除・利用停止手続に伴い、事業者が取得する個人情報の範囲等について規制を求める意見等が寄せられている」ということで、消費者側からは、これを拡大してくれという要望があるのだらうと思います。

他方で、12ページからの抜粋ですけれども、「J I S Q 15001においては、本人の保有個人データの利用停止、消去または第三者提供の停止の請求を受けた場合は、原則として応じる義務がある」ということで、プライバシーマークの取得企業はこれを行っているということです。

7ページ目を御覧ください。現行法では、保有個人データの利用停止、消去の請求には、法令違反が条件になっています。第三者提供停止も同じです。御案内のとおりです。ところが、プライバシーマークについては、法令違反が条件とはなっていない、無条件で請求に応じているということで、これをプライバシーマーク J I S Q にそろえてはどうかということだらうと思います。私はそれに賛成です。

懸念として、中間整理の18ページですが、「事業者によっては、安全管理上の理由等から、個人情報データベース等を部門ごとに別々に管理している場合もあり、このような場合に全部門の個人データを容易に名寄せし、利用停止等ができるような体制になっているかという論点もある。」とあります。ごもっともでありますけれども、保有個人データの開示請求のときに、名寄せが困難なので開示しないと言えないような解釈になっていることと、若干不均衡ではないかという気がしております。

おめくりいただきまして、8ページですけれども、J I S Q にそろえる場合、J I S Q も例外がないわけではなくて、一定の例外を設けております。ワーディングは、J I S Q のワーディングではなくて、個人情報保護法にそろえてありますけれども、法第28条の開示請求と同じような例外があります。生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとか、そういったものがあるということです。

次は、第2節、漏えい報告の在り方ということで、おめくりいただきまして、10ページです。漏えい報告を法令上明記し、義務化すべきではないかと考えております。

最初の■、明確な義務化がなされていないことから、漏えいの対応がおくれることにより、権利利益の侵害のおそれが高まる。

2つ目の■です。他方で、判明した事実の報告であれば、事業者の負担は大きくない。報告の内容を余り厳しいものにしなければ、事業者の負担はそんなに大きくないのではないか。むしろ適切なアドバイスを受けることができ、プライバシー侵害による損害賠償請求等を回避することができる可能性もあるのではないかと考えております。

省略しまして、次にまいります。11ページ以降のデータ利活用に関する施策の在り方です。

おめくりいただきまして、仮名化データの規制緩和は不適當ということで、仮名化データについて、規制緩和すべきではないと書きました。どちらかという、不適當というか、御趣旨が分からなかったということもありまして、石井先生が先ほどおっしゃったようなことをくどくど言っている感じになると思うのですが、中間まとめの34ページです。「GDPRの仮名化については、個人データよりも負荷の軽い規律となっており、第11条第2項には、データ主体が、自己の権利の行使の目的のために、自身の識別ができるようにする付加的な情報を提供する場合を除き、第15条から第20条までの規定は適用されないとされている。」

後ろに書いてありますけれども、第15条から第20条までは、本人が請求してくる場合、訂正してくれとか、消去してくれとか、本人から言ってくる場合、適用しないということになっています。

おめくりいただきまして、中間まとめの40ページです。仮名化の検討です。「EUにおいては、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「仮名化が」規定され、国際的にもその活用が進みつつある。

我が国においても、「仮名化」のような個人情報と匿名加工情報の中間的規律の必要性については、従前から経済界からの要望もある」とされています。

おめくりいただきますと、GDPRの第11条2項を引いております。第11条1項と合わせて見たいと思ひまして、このように引用しております。

第11条1項ですが、「管理者は、本規則を遵守するという目的のみのため、データ主体を識別するための付加的な情報を維持管理し、取得し、又は取り扱うことを義務付けられない。」ということで、第11条1項には、GDPRを遵守するために、例えば本人からの消去の請求に応じるために、仮名化して、つまり氏名等を切り飛ばして、誰のものか分からなくなってしまうと言えるか、削除してくださいと来たときに、「仮名化データはあるのですけれども、お客様のものかどうか分からないのです」ということを回避するために、事業者が氏名を持ち続けようという考え方をしなくていいか、ということについて、しなくていいということが、第1項に書かれています。

第2項ですが、「本条第1項に定める場合において、管理者がデータ主体を識別する立場にないことを証明できるときは、データ主体がそれらの条項に基づく自己の権利の行使の目的のために、自身の識別ができるようにする付加的な情報を提供する場合を除き、第15条から第20条は適用されない」という規定になっております。

第1項と第2項を合わせると、こんな感じです。

その後の2枚のスライドは、GDPRの関連規定、データミニマイゼーションに関する規定ですので、省略をさせていただきます。

17ページを御覧ください。そもそもGDPRにおいて、仮名化データの規律が個人データよりも負荷の軽い規律になっているとは言えないのではないかと。これは見方というか、考え方の問題だと思いますけれども、そういうところもあるのではないかと。

GDPR第11条第1項は、GDPRの義務を果たす目的のためだけに、本人を識別できる情報を持つ必要はないという趣旨です。

GDPR第11条第2項は、本人から事業者に対して、本人の個人データに関する請求があった場合、本人が識別できる情報を持たない事業者は、これに対応しなくて良い。ただ、本人が識別情報を提供する場合には、対応すべきという趣旨であります。

「お客様の情報がどうか分からなくなりました」といったことに対して、「私はどこの店舗で何を買ったというレシートを全部持っている、これを見ろ」と言われれば、「それなら3枚ぐらいあれば、どなたか分かります、どの情報か分かります」ということで、対応できる場合には対応せよ、ということなのです。

3つ目の■、日本法ですけれども、本人が識別できない場合、つまり、「元データもありません、誰か分からなくなりました、一人一人の履歴は分かりますけれども、どなたのものか分りません」という状況では、原則として、個人情報ではないのではないかと思いますので、そもそも個人情報に係る義務を負っていないのではないかと思います。

おめくりいただきまして、仮名化データについて、何がしかの規制緩和を提供することになりますと、安全な仮名化とはどういうものかとか、仮名化データについて、何がしかの義務を課すべきではないかという議論になるかと思いますが、これは匿名加工情報の在り方の議論とほぼ重複するのではないかと思います。匿名加工情報は、一意のデータを許容します。データベースの中は、全部一意のレコードでも良いわけです。規則第19条の1号から5号の加工はしなければいけませんけれども、それを満たしていれば、一意のデータでも良いわけですし、その場合、安全な仮名化データというものは、匿名加工情報というものと非常に近づくのではないかと思います。

次にスコアリングについてですけれども、これは非常に深く知見をお持ちの山本先生のお話があると思いますので、省略をさせていただきます。

おめくりいただきまして、ターゲティング広告と個人識別符号の拡大ということで、中間整理の41ページです。「ターゲティング広告のベースとなるウェブ技術は進化が著しく、本来、イノベーションを阻害することを避ける観点からも、まずは自主ルール等による適切な運用が重要である。自主ルールについては、強制力や自主ルール等に参加していない者の存在など、一定の限界があるのも事実ではあるが・・・」ということで、どちらかということ、自主ルール等で対応すべきという考え方だと思われれます。

2番目ですが、「クッキー等について、例えば一定の要件に該当するものについて、個人情報保護法上の個人識別符号とするなど、その位置付けを明確化することも考えられるが、クッキー等自体は、「識別子」としてセッション管理を含め広範に用いられる技術であり、利用特性も多様であることから、個別に規律する必要性を含め、慎重に検討すべきである」となっております。

おめくりいただきまして、ターゲティング広告と個人識別符号の拡大ということですが、識別子を使って多くの情報が突合されることの危険性、これはプライバシーのリスクとして認識されているのではないかと。

3つ目の■ですが、平成27年改正の際に、個人が特定されなくても、個人が特定されるおそれを招くものとして、たくさんの情報を突合する識別子を規制対象とすることが検討されました。これはパーソナルデータ検討会技術検討ワーキンググループで、佐藤先生が主査をされていましたが、そのときに、一定の識別子を保護の対象とすることを検討すべきではないかということが議論されました。

次のページですけれども、これが若干姿を変えて、平成27年改正の個人識別符号の導入になったのではないかと思います。ですので、平成27年改正の際の問題意識に、先ほどの中間整理の引用の中にもありましたとおり、位置情報などもあわせて突合する、平成27年当時よりもさらに多量の情報が突合できる状態になっているかと思っておりますので、ターゲティング広告等に用いられる識別子のうち、一定のものを個人識別符号として定義することには、意味があるのではないかと思います。

法令に入れる際の基準としては、本人との密接関連性、一意性、共有性、共有性というのは、複数の事業者が同じものを持っているということですが、不変性、本人到達性などが考えられるのではないかと。

具体的には、メールアドレス、携帯電話番号、MACアドレス、スマートフォンの広告ID等が当たるのではないかとということです。クッキーは、若干ハードルが高いかと思っておりますけれども、そのように書いております。

おめくりいただきまして、第5節、ペナルティの課徴金のところですが、これは先生方の御意見に賛成です。特に先ほど曾我部先生から御指摘のありました、域外適用とセットで考えるべきではないかということは、全くそのとおりだと思います。国内の事業者に対して、十分な法執行をしなくても、運用できるのだから、課徴金は要らないのではないかとありますけれども、国内の事業者は、レピュテーションリスクを恐れて、無理なことはしないという状況になります。ところが、海外の事業者は、レピュテーションリスクはそれほどない、そもそも余りたたかれたりしませんし、グローバルな観点からいうと、そんなにレピュテーションリスクを恐れていないということだと思いますので、そこのセットで考えたいということです。

次の域外適用等ですが、私としては、域外適用が非常に重要だと思っております、スライドの28ページに引用しました、中間まとめの53ページ、「域外適用については、

現行法の域外適用の範囲や執行手続について、各国主権との関係整理の視点も含めて、引き続き検討する必要がある。他の国内法の状況も勘案して検討する必要がある」ということで、他の国内法の状況も重要なところだと思います。

第75条の条文を下に引っ張ってありまして、その条文中の第15条から始まって、第36条までのところが義務規定です。第41条から第43条及び次条は、処分と行政指導になっております。これが適用されます。

おめくりいただきまして、スライドの29ページですが、域外適用を定める第75条は、明文上は書いていませんけれども、本人からの直接取得を要件としています。そのため、本人からの直接取得のない第26条の確認記録義務は、第75条の域外適用の範囲外になっているということです。その下は、参考文献です。

おめくりいただきまして、30ページ目のスライドですけれども、本人からの直接取得を要件としたのは、我が国と十分な関係性のない外国事業者の取扱いに対する域外適用を認めることには、主権侵害等のおそれがあるからということです。

しかし、本人からの直接取得の有無によって、「我が国との十分な関係性」があるかどうか、直接取得を基準とするのは、必ずしも適当とは言えないのではないかと考えております。

次の■ですが、我が国との関連性の有無の判断基準は、「国内にある者に対する物品または役務の提供に関連して、その者を本人とする個人情報を取得した」か否かのみで判断できるのではないかと思いますので、直接取得要件を不要にして、第26条等の義務規定を第75条に追記すべきではないかと思います。

おめくりいただきますと、GDPRが書いてありまして、GDPRには直接取得要件はないということが書かれています。

先ほどの第75条の条文にちょっとお戻りいただきまして、スライドの28ページなのですが、第36条までのところが義務規定で、それ以降が処分と行政指導ということなのですが、今は前半の義務規定について申し上げました。第41条以下について、行政指導はできるけれども、処分はできないというのは、ちょっとおかしいのではないかと考えておりますが、上の他の「国内法の状況も勘案して」、ほかの法律が概ねそうなのだからということで、個人情報保護法だけの論点にしにくいのではないかと趣旨だと思っておりますが、個人的には、むしろ他の法律がおかしいのではないかと考えております。

最近、ルールのハーモナイゼーションみたいなことが言われていて、国際的に凸凹のない法律が良いということが言われますが、個人的に、法律はその国その国のものだろうと思っていて、ハーモナイゼーションだとは思わない、ハーモナイゼーションにはそんなに賛成ではないのです。ただ、外国の主権を侵害するかどうかということについては、ほぼ同じであるべきではないかと考えていて、特にGDPRが日本の主権を侵害しているみたいな話がほとんどない中で、日本のデータ保護法が外国の主権を侵害することばかりを問題にするのは、不均衡ではないかと考えております。

最後にその他のところですが、条例の統一化、委員会の所管の拡大は、他の先生方の御指摘のとおりです。石井先生、宍戸先生がおっしゃったとおりです。それに賛成です。

その後は、解釈論ですので、省略したいと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、最後となりますけれども、山本様、よろしくお願ひいたします。

○山本氏 慶應義塾大学の山本と申します。

私も宍戸先生、曾我部先生と同じ憲法学が専攻でして、主に憲法学的な視点、あるいは憲法学的に見た個人情報保護という観点から発言させていただきます。

本日は、貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、期日までに十分に考え方がまとまりませんでしたので、配付資料はございません。既にお送りしております発言趣旨に基づいてお話をさせていただきたいと思ひます。

大きく柱が3つありまして、1つは、プロファイリングについてです。今日も先生方から何回か言及がありましたけれども、プロファイリングについてです。

2つ目は、個人情報法の第38条だと思ひますが、いわゆる識別行為の禁止について、少し意見を述べさせていただきたいと思ひます。

3つ目は、総括というか、基本的な方向性、あるいは課題について触れたいと思ひます。

1点目は、プロファイリングということですが、様々な問題のコアにあると申しますか、核心にあるのがプロファイリングだと思ひます。当然プライバシーのリスク、ケンブリッジ・アナリティカ事件を考えますと、民主主義に対するリスク、消費者保護法上のリスク、様々なリスクの根源にある種あるのが、プロファイリングという技術だと考えております。他方で、ターゲティング広告等、ビジネスの基本になっている技術でもありますので、この保護と利活用とのバランスは、非常に難しいと認識しております。

では何も検討しなくてよいかというと、そうは思っておりません。個人情報法の第17条の第2項というのは、要配慮個人情報の取得には本人の事前同意が必要である旨を定めています。しかし、プロファイリングを通じての要配慮個人情報の取得、推知について、特段の規定がないという状況です。それによって、ある種のダブルスタンダード、要配慮個人情報を正面から取得する場合には、本人の同意が必要である。それに対して、プロファイリングによって要配慮個人情報を取得。推知する場合には、それが不要であることをどうふうと考えていくのかということが、問題になろうかと思ひます。

また、AIが使われ、プロファイリング技術が非常に高度化していくと、「取得」という行為と「推知」という行為、推知という言葉は、既に個人情報法のガイドライン等でも定義されておりますので、「自動予測」と言った方が良いかもしれませんが、それとの境界が曖昧化してくることがございますので、両者を区別あるいは峻別しておいて良いのか、それとも両者を相対的、一体的に捉えていく必要があるのかということは、非常に重

要な課題になると思います。

ちなみに、医療情報の分野につきまして、例えばDNAサンプルを解析して、DNAサンプルからゲノム情報を獲得することについては、私が読む限り、第17条第2項の取得に当たると理解がとられているように思います。DNAサンプルの「解析」行為が、要配慮個人情報の取得に当たると考えられることで、解析を同意なく行うことが禁止されている。これは、解析をどういうふうに位置付けるのかということについて、示唆的だと考えております。

こういったプロファイリングについて、どのように考えていけば良いのかというと、3つほど対応策があると思います。

1つは、現行の個人情報法を改正せずに、解釈・運用によって対応するという考え方です。例えば個人情報保護法の第15条、第18条において、通知・公表することが求められる。利用目的の1つとして、要配慮個人情報のプロファイリングするということを、利用目的の1つとして捉えるという考えがあり得ます。要配慮個人情報をプロファイリングする場合、利用目的として消費者に伝えるということです。プロファイリングを行うということを通知・公表せずに、これを行った場合には、目的外利用に当たるという解釈が可能で、現行の利用停止等の対象になってくる。ある種オプトアウトのようなことが、現行法においても解釈上は可能になるように思います。政治的な考え方をプロファイリングする場合にも、これを利用目的として掲げるべき考えることによって、先ほどのケンブリッジ・アナリティカのような事件について、一定の歯止めがかかるようにも思います。

ただ、この考え方には2つほど課題があると思います。1つは、個人情報を提供先である第三者がプロファイリングして、要配慮個人情報を自動予測する場合ですけれども、これは相手に渡るまでは、普通の個人情報ですので、オプトアウトで抜けてしまうということになる。そうすると、提供先で要配慮個人情報をプロファイリングする、あるいはされることについて、特段歯止めにならないかもしれないというのが1点です。

もう一つの課題として、プロファイリングというのは、「利用目的」ではないのではありませんか。つまりマーケティングという目的があったときの「手段」ですから、これを利用「目的」と考えるということには、やや無理があるかもしれない。こういう課題が挙げられるかと思えます。

2点目で、第17条1項というのは、いわゆる適正な取得を求めていますけれども、例えばSNSでの公開情報をクローリング等の技術を使って網羅的に収集し、そこから要配慮個人情報をプロファイリングするということについて、不正な手段による情報取得に当たると捉えるという考え方がはあり得るかもしれない。つまり第17条1項の元々、法制定時に想定していた「取得」と、クローリング技術等を使って、SNS情報を引いてくるということの間には、「ずれ」がある。そういう意味では、クローリング技術等を使って網羅的・自動的に集めるということ、しかも、これをプロファイリング目的で行うことについて、個人情報の適切な取得に当たるのかどうかという観点から、規制していくというア

アプローチもあり得るのではないか。あと、これは目的を要件化することになりますので、そういう意味では難しいかもしれない。

3点目ですけれども、これは幾つかの文献で既に私自身が書いておりますが、現状の第17条2項の要配慮個人情報の「取得」の中に、プロファイリングも含めるという考え方があります。ただ自動予測ないし推知と取得を概念上同視できるのかという問題が当然ございますし、要配慮個人情報に当たらない事項のプロファイリングはコントロールできないという課題があります。

現行法を使ってという考え方の最後ですけれども、先ほど森先生からもお話がありました、信用スコアです。今後、幾つかの事業者が個人の信用力をスコア化していく。このスコアが非常に重要な意味を持つてくる可能性があるわけですが、スコア等については、要配慮個人情報に含めるという考え方があるかと思えます。信用スコアは差別や偏見をもたらし得る可能性があるためである。こう考えると信用スコアが第三者提供される場合には、オプトインでなければいけないということになります。このようにして、信用スコアについて、ある程度本人のコントロール可能性を高めるということが重要かと思えます。以上が現行法の解釈・運用での対応になるわけです。

2点目として、改正による対応もあり得る。例えばプロファイリング、あるいは自動予測についての定義規定を設けて、その実施の有無等について通知・公表を求めていくという考え方です。プロファイリングを利用停止等の対象にすれば、GDPRと同じような、いわばオプトアウトの手続が整備されることになろうかと思えます。こういった改正によって、先ほど挙げたような、現行法の解釈による対応の困難性を回避できるということがありますし、プロファイリング等の明確な定義を設けることによって利用停止の範囲を過剰に拡張しないというメリットもあろうかと思えます。マーケティング目的によって案内があるということは一般的に許容できるけれども、プロファイリングによってそういうことをされたくないという細かなニーズに対応できる。ですから、プロファイリングという情報処理の一段階を法律上明確化するということが、意味のあることだと思えます。

3つ目として、他の法制度による対応ということがあがるかと思えます。プロファイリング自体というのは、必ずしも具体的な実害をもたらすということではなくて、問題はプロファイリング結果の利用の仕方だということになりますと、これは消費者保護法制による対応ですとか、例えば政治的信条をプロファイリングする場合には、選挙や国民投票等に影響が及ぶことを踏まえ、選挙法制による対応などがあろうかと思えます。こういった対応をとる場合には、おそらく個人情報と他の機関との連携、役割分担が非常に重要になってくるところだと思います。

ただ、3つの対応策を考えましても、更なる課題といたしまして、匿名とか、仮名の状態でプロファイリングが行われる場合について、特段対応できないという問題があろうかと思えます。匿名ないし仮名の世界、私が使っている言葉で言いますと「集合界」です。個人の世界と集合の世界がありまして、匿名加工等をされて、特定個人識別性が洗い流さ

れる世界を私は「集合界」と呼んだりしておりますけれども、集合界でプロファイリングが行われる場合は、プライバシーリスクが低減されているとすると、プロファイリング結果の使い方の問題として、他の法制度に問題解決を委ねるということもあり得るかと思えます。ここでも他の制度との連動が重要だと思えます。

2点目ですが、先ほど挙げました、識別行為の禁止の実効化を強化すべきだと考えております。今後、「Data free flow」というコンセプトのようにデータをどんどん回していくという世界、すなわち集合界と、個人の関与を高めていくという世界、すなわち個人界の2つを同時進行させなければいけない。そこで重要になってくるのは、個人界と集合界を切り分けるということだと思います。集合界については、自由に活用していく。個人界については、本人の関与を実効的なものにしていく。このメリハリと申しますか、けじめが重要になってきます。けじめを担保するための制度として重要なのは、識別行為の禁止です。これが世界を切り分けるポイントになってくる。識別行為の禁止が実効的でないと、両世界が混濁していくということがあり得ると思っておりますので、今後は漏えい等と同じように、識別行為を問題視していく必要があるのではないかと考えています。

3点目は、全体の感想と課題でありますけれども、今、プロファイリングと識別行為の問題をお話ししましたが、中間整理を拝読させていただいて、本人関与への期待の高まりを意識したまめになっているように思っております。方向性自体は非常に高く評価しております。ただ、これは宍戸先生も御指摘されておりましたけれども、基本的人権、あるいは人格権等とのつながり、基本権とのつながりがやや希薄のように思っております。3年ごとの見直しと関連いたしまして、個人情報憲法上の基本的人権の具体化法であるということ、法律上明確にすべきなのか、あるいはそれ以外の方法で明確にすべきなのかということは開かれた問題だと思いますけれども、両者のつながりを明確にしておく必要があるのではないかと考えております。

なぜそういう事が必要かと申しますと、私、経産、公取、総務省のプラットフォーム規制の検討会に、森先生と一緒に参加させていただいておりますけれども、現状、プラットフォーム規制の議論というのは、主には競争政策の観点からなされております。そういう意味では、片輪走行の状況です。最終的には競争政策や経済の調和的発展と個人の権利保障の両方の観点から、プラットフォームに関しては、適切な規律を行っていくことが重要であるわけですが、現状、競争政策のほうが先行しているわけです。もちろん今後は個人の権利の問題についても、議論されることが予想されておりますけれども、日本でも個人の権利という点を重要視して、ちゃんと両輪で走っていますということを国際社会に伝える上では、個人情報法の位置付けが非常に重要になってくると思っております。

今後は、先ほどの信用スコアもありますけれども、自分のデータ一式、あるいはデータダブル、データ上の分身という言い方がなされますけれども、データ上の評価というのが、個人の人生にとって非常に重要な意味を持っていきます。実存する個人よりも、データ上、再構成される自分のほうが、さまざまな評価の対象になったりする。そうすると、データ

ダブルに対するコントローラビリティを基本権として位置付けていく姿勢は、非常に重要になってくるのではないかと考えております。ですから、その点の位置付けを議論していくことが必要なのではないかと。

もう一つですけれども、議論の今後の在り方について、僭越ながら考え方を述べさせていただきますと、個人情報保護法の第17条第1項の不正な手段による取得という考え方と、例えばプラットフォーム規制の検討会でも議論になっております、独禁法上の消費者に対する優越的地位の濫用を行って取得する場合との解釈上の整合性をどういうふうに考えていくのかということです。事業者が優越的地位を消費者に対して濫用して、事実上同意を強制することがあり得る。つまり同意しないのであれば、そういったサービスを使わせないことによって、消費者は、事実上、そういったプレッシャーがかかることによって、同意せざるを得ない。これを現状、独禁法上の優越的地位の濫用を適用してカバーできるのではないかと議論が進んでおるわけですが、こういった取得と個人情報上の不正な取得が同じなのか、違うのか、かぶるのかということについての議論が重要になってくるのではないかと。とにかく今後は競争政策の観点だけではなく、データの海外移転につきましては、安全保障の観点も重要になってくると思いますので、個人情報保護法の見直しに当たっては、他の法制度とのハーモナイゼーション、あるいはホリスティックな視点、全体的な視点を持って議論を進めていかないといけないのではないかと考えています。これは今後の議論の在り方として、重要なのではないかと考えております。

最後、プロファイリングなどを用いた完全自動意思決定の規律を、個人情報法の中に入れるのか、入れないのかということは、簡単ではないと考えております。ただ、差別の禁止ということが、個人情報法の射程に含まれているか、いないかと申しますと、要配慮個人情報というのは、差別や偏見のおそれということから、要配慮個人情報を位置付けたわけなので、個人情報法の目的として、差別や偏見の防止が含まれていないのかということ、そうとも言えない。そうすると、差別や偏見をもたらす完全自動意思決定についても、個人情報法の枠内で議論するという事は、必ずしも妨げられてはいないのではないかと考えております。

私からは、以上であります。御清聴どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

非常に熱心にお話しいただきました。せっかくの機会でございますので、有識者の皆様に私から4点ほど質問を申し上げたいと思います。そして、それにつきまして、全部でも構いませんし、そのうちの御関心のあることを中心に、それぞれお話しいただいても構いません。この質問は、今、先生方にいろいろと御提案いただいたものも含まれていると思いますけれども、再度、整理する形で、4点ほど、私どもから質問という形をとりたいと考えております。

第1点目は、あるべき法の姿についてです。今後のあるべき法の姿として、端的にどういった目的を軸に据えるべきであるとお考えでしょうか。この点について、御提案いただいた先生とそうでない方がいらっしゃいますので、再度お聞きします。

第2点目は、利活用です。今回の見直しについては、保護と利活用のバランスが重要であるということが言われてきているわけですが、保護の観点には十分にいろいろな御意見を頂戴していますので、さらに利活用を促す観点から、何か具体的な御意見がありましたら、頂戴したいと思います。

第3点目は、外国事業者に対する法執行ということで、外国事業者に対する法執行については、さまざまな意味で内外無差別を主張する意見が、他のヒアリングを含めて多くありますけれども、主権との関係もあって、難しい面もあるのが現状でございます。既に何か御提案いただいていますけれども、さらにこの点について、御意見があれば、伺いたいと思います。

第4点目は、今、ある程度将来を見据えて対処すべき課題、リスクについて、御意見がありましたら、この機会に頂戴したいと思います。

以上4点につきまして、先ほどのお話の順番で、石井様から順番に御意見を頂戴できればと思います。

○石井氏 中央大学の石井です。

御質問ありがとうございます。

1点目のあるべき法の姿に関しましては、宍戸先生から御指摘がありましたように、基本権としてのプライバシーを目的規定にきちんと入れた上で、官民双方の一体的なものにする、そして、監督機関がこれに対するきちんとした執行権限を持つという、そのようなスタイルがあるべき法の姿であろうと考えております。官民双方の一体的な立法を行うことは歴史的な経緯から見ても望ましいところでありますし、個人情報保護法が何を保護しようとしているのかを立法上明らかにすることは、憲法との結びつきとの関係でも望ましいだろうという点を考えますと、プライバシーを第1条の中に定めるということがあるべき法の姿であろうと考えております。

保護と利活用に関しまして、利活用のところは、私の報告の中でも若干触れましたように、公益性のある利活用を幅広く広める余地はないのだろうかという点が、特にGDPRとの関係で気になっているところであります。GDPRの中では、さまざまな文脈で公共の利益という言葉が使われておりますが、日本でもその点を検討すると、利活用を拡大させられる可能性をもたらすのではないかということです。

もう一つ、私の報告では触れませんでした。認証の仕組み、行動規範の仕組みがGDPRの中に入っています。ヨーロッパの議論が進んでいないので、もしかしたら、認証の仕組みなどをうまく使える可能性が、今後、出てくるかもしれないと思います。

外国事業者に対する法執行に関しましては、独占禁止法でも、国外適用についての最高裁判決が出ているところですので、国外適用の要件をきちんと定義することによって、法の執行を及ぼす余地はあるのではないかと思います。考えがまとまっていないのですが、独禁法の最高裁判決などを参考にしていくというのが1つあり得ると思います。

将来の課題に関しましては、現状では国際的にヨーロッパのGDPRが国際的な場面で

存在感を發揮していく、日本もそれに引っ張られているような状況があるように思います。3年ごと見直しを行うたびに、必ずGDPRの規定が参考にされるとは思いますけれども、日本の実情と余り乖離し過ぎないように、注意しないといけないと思います。充分性認定を受けた時期でもありますので、仕方がないところではありますが、引いた目でヨーロッパの状況を見ていただくという視点が必要だと思いました。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

続いて、お願いいたします。

○佐藤氏 佐藤でございます。

1つ目のあるべき法の姿としましては、今、石井先生、先ほど宍戸先生からお話がございましたけれども、プライバシーを個人情報保護法、または保護委員会で広く取り入れていただくことが重要な観点だと思っています。

2番目の利活用の観点でございますけれども、先ほど私の意見で、参考情報に関して、言及させていただきましたが、匿名加工情報は、データを加工するので、利活用をするときに、つまり加工し過ぎると使えなくなる。加工をどれぐらいするかなのですけれども、匿名加工情報という制度は、エンフォースする力と加工の仕方には、ある意味、相関がありまして、個人情報保護委員会で匿名加工情報の監視・監督がかなりできるのであれば、加工を緩めるという考え方になって、そこのバランスのとり方だと思っています。

それは難しいところなのですが、ある種の監視性を高めつつ、加工を緩めるような策は、先ほど申し上げたように、トレーサビリティをとるとか、いろんな方法があると思っております。

あと、匿名加工情報以外に関して言いますと、個人情報ですので、同意をとって利用するのは基本で、同意をとりやすくする。これは裏返して言うと、個人の同意は、結局、個人から見ると、情報提供された事業所をいかに信頼するかですから、事業者が信頼できると個人が思えるような法執行、または監視監督をすることが、逆説的にみられるかもしれませんが、むしろ利活用につながるのではないかと考えております。信頼をいかに上げるかというところだと思っています。

あと、外国事業者は、他の方にお任せをして、将来の課題、リスクなのですが、私がここに座っている理由も、おそらく個人情報は、かなり技術的に考えなければいけないと思って、ここに座っているのだと思うのですが、この分野、プロファイリングなどは、非常に技術が進んでいます。ですから、前にも、我々が内閣官房で議論したときよりは、大分状況が変わってきていることとございますので、技術的な視点を個人情報保護委員会で見ていただいて、先回は難しいのですが、常に新しいものに対しての策を御検討いただけることが重要だと思っています。

以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

お願いします。

○宍戸氏 御質問をありがとうございました。それぞれについて、簡潔にお答えをしたいと思います。

1番目のあるべき法の姿ということで申しますと、先ほど来、私はプライバシーとか、個人の人格ということで申し上げましたけれども、基本的には、「データへの自由」を実現する法律であるということになっていくのではないかと思います。

当然これはデータが利活用されることによって、本人、ないし社会に利益が生まれていくという、いわば「データによる自由」との調整が同時に必要でありまして、その点では、先ほど曾我部先生が御指摘になったように、Case Law的に、事前規制をガチガチに決めてあるというよりは、遊びの部分を残して、紛争や苦情を解決する、あるいは先ほど申し上げましたが、課徴金によって、ひどい場合には、制裁を食らわすという中で、ルールメーキングをしていくといった法体系の転換を求められるのではないかとということが、1点目でございます。

2点目、保護と利活用のバランス、とりわけ利活用ということでございますが、これについては、現在、私や森先生、山本先生は、情報銀行の検討にもかかわっております。今回、中間整理におまとめいただきましたように、本人のコントロールビリティを高める。それと同時に、事業者側でプライバシー・バイ・デザインでありますとか、PIAのように、やるべきことをやって、自由にある程度データを活用する。あるいは佐藤先生がおっしゃったように、そのための技術開発をしていく。そういったことをしていれば、何かあったときの責任を免除するような、事業者とか技術、あるいは本人のコントロールビリティを高める、そういったものを引き出していくことが、利活用との関係で個人情報保護法制には求められるのではないかと考えております。

3点目、海外事業者に対する法執行でございますけれども、本日、御欠席の岡村先生からペーパーが出ておりますが、そのうちの4番目について、いわばデータ代理人のような、日本国内連絡機関の設置を大規模事業者に義務づけてはどうかという御提案がございました。そういった機関として、事業者として何を指定するかということは問題でございますけれども、併せまして、現在、総務省におきましては、通信の秘密の域外適用について議論をしております、私もそちらに関わっておりますのでございますけれども、そこにおいては、本来、守るべき日本国民の公益というのは、きちんと適用します。ただ、その実施の在り方について、いわばある種のフリンジ部分については、共同規制的なやり方でやっていくということ、今、考えております。

おそらく委員会におかれましては、主要な海外事業者であって、日本社会の構成員のデータプライバシーを多く扱うような事業者との関係で、ある種のアグリーメントを結ぶという形で、真に国民にとって、データによる自由とデータへの自由を調和させるような方向を促していくようなことも、求められるのではないかと考えております。

長くなってございますが、4点目、将来ということでございますけれども、先ほどお話が

ありましたが、今後、社会的スコアリングの問題でありますとか、AIの問題、こういったことを考えますと、先ほど私は、プライバシー白書をと申し上げましたが、社会全体の透明性を確保していただき、その司令塔として、個人情報保護委員会の皆様においては、活動していただく。フェイスブックの「いいね！」ボタンのときもそうだったと思いますけれども、問題を早期に発見して手を打つ。広く国民に発信していただく取組をしていただくことが必要だと思えます。

さらにその先の上で申しますと、先ほど、私は「データへの自由」あるいは「データによる自由」ということを申し上げましたが、根源的な人権としては、「データからの自由」個人が最終的にデータ化されない、そういうことを拒否するという根源的な人権の問題は、データ主導型社会において、最後まで残り続けるのか。この点について、私もよく考えていきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○曾我部氏 まずあるべき法の姿のところなのですけれども、これも既に出ているお話なのですが、1つは、憲法の基本権との関係性を明確にするということは、既に御指摘があったとおりでありまして、強く賛同したいと思えます。ある意味、この姿も違うのかも知れません。

1つは、法律でしっかり定めるべきは定めるということが重要で、法治主義という考え方が、この間、いろんなところで問題提起されていたところですが、この原則は改めてしっかり考えていくべきだと感じております。

2番目、利活用なのですけれども、これは今まで御発言があったことどおりで、異論がないのですが、もっと単純な話でいうと、人材の育成といいますか、既に利活用の制度は、匿名加工情報も含めて、さまざまにあるわけですけれども、今、情報銀行の話も出ましたが、これから情報銀行が立ち上がっていく中で、利活用のための手法、制度というのは、用意されているところで、それをどう活用していくのかというところで、個人情報保護法制に詳しい人材、それから、技術に詳しい人材、個人情報にかかわるビジネスに詳しい人材をどういうふうに広めていくのかということが重要だと思っております、そういう中で、委員会に何かできることがあるのかどうか、今、具体的には御提案がないですけれども、そういう角度も必要だと感じた次第です。

外国政府については、私も岡村先生の御提案がオーソドックスな提案だと思っております、これ以上、具体的な御提案をする用意はないということで、申しわけございません。

最後、将来の課題、リスクということなのですけれども、これも抱える問題としては、対処としては、漸進的にやっていくしかないと思えます。つまり抽象的なリスクを課題に、イノベーションを阻害することは不適當ですが、そういう意味では、漸進的にいくしかないわけですが、しかし、当然、適時な対応が必要なわけで、委員会の場合ですと、それぞ

れの専門家、あるいは企業等の動向、コミュニケーションを密にさせていただいて、いち早くその問題点を発見されて、幅広く議論をしていくような、いわばプラットフォーム的な役割が求められるのではないかと感じました。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

お願いします。

○森氏 まず最初のあるべき法ですけれども、これは先生方の御指摘のとおりで、プライバシー保護法にすること、それから、公的部門に対して、委員会の所管が及ぶようにすることだと思えます。さまざまなルールを一元化することも重要だろうと思えます。

2番目の利活用ですけれども、利活用の要諦は、グレーゾーン解消を置いていないと考えておまして、実際に事業者に相談を受けている立場からしますと、それはQ&Aに書いてありますということで、教えてあげられるのですけれども、そうではないところで、非常に苦勞をしているということです。

今日のスライドの後ろにも、事業者が悩んでいるようなことがあるわけで、先ほど山本先生がおっしゃったことと深く関わるのですが、スライドの末尾に書きました。事業者としては、活用するなら活用する、できないならできないということで、諦めるのだろうと思えます。

他方で、JR東日本の乗降履歴の件などは、グレーゾーンの中で発生したことだったのではないかと思います。ルールに違反しているのではないかとと言われて、バッシングを受けることを事業者としては非常に恐れているわけで、そういうことが起こらないように、ルールを細かいところまではっきりさせる。事業者が叩かれるかもしれないリスクを個人情報保護委員会で引き受けていただくことになるわけですが、そこは踏み込んで、細かいところまで御判断をお示しいただくことが良いのではないかと思います。

他方で、何か規制緩和できる条項はないかということですが、これは難しいのではないかと思います。一方では、GDPRの充分性認定を維持するという観点がありますし、補完的ルールということなのですから、補完的ルールも法制化したほうが良いのではないかと。全くそのとおりだと思いますし、そのときに、内国民と外国人の違いがあることをどう考えるのかという問題も出てくると思いますので、個々の条項を規制緩和するという道には、いろんな難しいところもあって、グレーゾーンの解消で行っていただくことが、2番目の利活用の答えなのだと思います。

3番目、外国事業者については、お話ししましたので、もう申し上げません。

4番目、将来の課題・リスクということですが、先ほど省略しました。スコアリングのところをスライドに書いたりしていたのですが、これからどんどんデータの利活用が進むと、いろんな形で社会に影響を与える部分があると思っております。例えばよく言われるのは、スコアリングで一般的に利用されるような指標、そういうものを個人が獲得

しようとして努力することによって、指標と信用力の相関性が更に強化されるみたいなこととなりますので、社会が変わっていくと思うのです。

そこには、もちろん本人の同意はあるのでしょうか。使った自分は良いスコアを持っているので、ぜひとも使ってもらいたいということだと思いますので、ある意味では、本人の権利の問題はないのかもしれない。本人の権利ではなくて、社会をどう考えるか、社会がどうなっていくかということについて、個人情報保護法や委員会として介入するのか、しないのかということが課題になっていくのではないかと思います。

以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

お願いします。

○山本氏 最初のあるべき姿ですけれども、先生方がおっしゃったとおりで、憲法上の基本権との関係性を明確化していくべきです。GDPRも御承知のとおり、「EU憲法」などという言われ方がされるEU基本権憲章の第8条、データ保護の権利を具体化したものと考えられています。GDPRについては、コンスティテューショナルステータス、憲法的地位を持っているという言い方もされるところがあるかと思っています。個人情報・データを守るということが、どういう意味を持っているのかということについて、明確化していくということが重要だと思っております。

2点目の利活用については、先ほどお話をした部分の繰り返しになりますので、一言だけ申しますと、個人の世界とアセットの世界と申しますか、集合の世界を切り分けていくことが必要で、アセットの世界は、自由な利活用のために重要です。ただ、アセットの世界に入ったものを再び個人の世界に戻すといった識別行為の禁止ですとか、セキュリティの問題は、非常に重要になってくる。そういった制度が担保されて、はじめて「自由に」ということが可能になってくる。ここは忘れるべきではないかと思っています。

3点目は、これも先生方がお話をしたとおりですので、私からは省略いたします。

最後、将来の課題、リスクに関してですが、いわゆるスコアリングの問題については、リスクを否定できないのではないかと考えております。先ほど申しましたとおり、例えばロースコア、非常に低い社会的信用のスコアをつけられた人が、今後、どういう生き方を強いられるのかどうか、スコアの利用が与信だけに限定されれば、問題が小さいのかもしれませんが、それが就職ですとか、中国のかつての状況を見ると、婚活サイトでも、そのスコアが使われる。あるいは行政サービスにも、このスコアが使われる。使用範囲が非常に広がることによって、低いスコアがついてしまうと、自律的で主体的な社会生活を妨げられる、こういった問題が重要になってくると思っております。

逆に森先生も御指摘のように、本人のコントロールビリティをスコアについて高めると、スコアが高い人はどんどん出したいはずなので、事実上、スコアが出ていない人は信用の低い人だと認識されてしまいます。ですから、ここでは本人のコントロールビリティをどこまで認めるかという問題が出てきます。当面、スコアのような個人情報も要配慮個人情報

報として位置付けていくことが重要だと思っているところです。

さらに民主主義との関係も、先ほどのケンブリッジ・アナリティカ事件からも読み取れますし、スマートフォンで得られる情報から、自分の属性をプロファイリングされて、一定の情報だけが送られてくることで考え方の偏りにつながるのではないかと。いわゆるフィルターバブルの問題ですけれども、こういった問題も、個人情報の問題とリンクしています。非常に多角的な視点で、民主主義の問題ですとか、先ほどの差別、スコアの問題ですとか、総合的な検討が非常に重要になってくるでしょうし、この点で、他機関との連携、あるいは協議が不可欠だと思っているところでございます。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。多岐にわたり、示唆に富んだ御意見を頂戴いたしました。

本日は、有識者の先生方から、貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。

また、当初、ヒアリングの御出席をお願いしておりましたが、弁護士の岡村久道様の出席が困難であったけれども、ぜひ意見書を提出したいというお申し出がありましたので、今日は、皆様のお手元に配付させていただきました。

今日のように、各有識者の方々から頂いた御意見も含めて、今、さまざまなステークホルダーの方々、個人情報保護法に関する意見を頂戴しておりますので、課題を整理して、審議をさらに深めてまいりたいと思います。

それでは、少し長くなって申しわけありませんでした。先生方には、御退室をいただきたいと思います。ありがとうございました。

(有識者退室)

○嶋田委員長 本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は、これにて閉会といたします。

事務局から、今後の予定の御説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会は、6月12日水曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。